

平成27年度 水銀フリー推進の主な取組

I 代替製品等への転換促進

代替製品等の普及啓発

- 水俣条約2周年記念行事開催（10月）
⇒国、県、水俣市の共催でセミナーを実施
- 環境フェア等での情報発信（随時）
⇒代替製品への転換、適正廃棄等を情報発信



使用されていない水銀体温計等の早期回収

- 家庭の水銀体温計・水銀血圧計の集中回収（12月）
⇒大掃除の時期に合わせて、市町村の窓口等で水銀体温計等の回収キャンペーンを実施
6,010本の水銀体温計、848台の水銀血圧計を回収



- 医療機関の水銀体温計・水銀血圧計の集中回収（12月～1月）
⇒医師会が行う回収への支援を実施
8,426本の水銀体温計、3,646台の水銀血圧計を回収

○ボタン電池の回収促進（12月～）

- ⇒電池工業会の回収協力店（電器店等県内約210店）を通じた回収と連携し、啓発シール配布、回収協力店登録呼びかけ等により、買い替えの際の適正回収、代替製品への転換を推進



II 適正かつ効率的な分別・収集・運搬

廃棄方法等の研修会の開催

- 市町村、事業者向け研修会の開催（9月）（参加者：約200人）
⇒主に市町村、医療機関、廃棄物処理事業者を対象に、水銀フリーの取組や水銀を含む製品の廃棄方法等を周知
- 県民向け講演会の開催（11月）（参加者：約130人）
⇒水銀を含む製品やその廃棄方法及び水銀体温計等回収キャンペーン等を周知



安全かつ効率的に分別・収集・運搬する仕組みの構築

- 専門家、処理事業者、行政関係者による検討会開催（10月、12月、3月）

<現在の検討内容>

- ①水銀を回収処理すべき廃棄物の明確化
⇒現在流通している水銀を含む製品は、原則として全て水銀回収処理の対象とする
〔製品例：蛍光管等、ボタン電池、計測器類（水銀体温計等）、その他製品（練り朱肉、マキョロコム液（赤チン）、試薬等）〕
- ②安全な中間処理（破碎、水銀回収）の基準設定
⇒環境中に水銀を飛散・流出させないための中間処理の基準を設定。また、蛍光管等の破碎や水銀を回収する施設については、その構造基準、維持管理基準を設定
- ③安全かつ効率的に処理する仕組みの確立
⇒水銀を含む廃棄物を収集運搬する事業者及び中間処理（破碎・水銀回収）する事業者を、県独自の基準に基づき登録する制度の検討
※登録要件等は、次回検討会で検討予定



平成28年3月に提言予定

検討会
提言

【今後の動き（案）】

- 中間処理施設の監視指導
⇒検討会提言を踏まえ、水銀を含む廃棄物の中間処理基準の周知及び中間処理施設の立入検査等を実施
- 登録制度創設
⇒検討会提言を踏まえ、水銀を含む廃棄物を安全かつ効率的に収集運搬、中間処理するための事業者登録制度の創設
- 登録事業者による収集運搬・中間処理の徹底
⇒登録を受けた事業者を周知し、水銀を含む廃棄物が適切に収集運搬、中間処理されるよう徹底

III 適正な保管・中間処理・最終処分

市町村、事業者に対し、適正な処分を行うよう指導

<保管・中間処理>

- 水銀を飛散、流出させないように水銀を含む廃棄物を保管、中間処理するよう指導
- 国に対して、水銀を含む廃棄物の回収・処理の基準の明確化を要望

<最終処分>

- 水銀体温計、水銀血圧計を埋立処分しないよう指導
⇒全市町村で水銀体温計及び水銀血圧計の埋立処分を中止
※蛍光管は、平成26年10月から全ての市町村で埋立処分を中止
- 国に対して、最終処分方法の具体的な方策の検討・提示を要望

<水銀の保管>

- 回収される量に相当する水銀の保管（2月）
⇒条約が発効するまでの間も県内の廃棄物から回収された水銀が輸出され、世界で新たな水銀被害を生むことがないように、回収される量に相当する水銀を前年度に引き続き保管
H26保管量 6kg
H27保管量 12kg

